

坂戸市立片柳小学校 学校だより

# やなぎの子

学校教育目標

よく考え

令和7年度冬休み号（令和7年12月24日発行）

児童数：328名

Tel 283-4735 Fax 289-1015

心豊かに たくましく

【校訓】かしこい子 たくましい子 やりぬく子 なかよくする子 気持ちよく働く子

## 《新しい年を迎えるにあたって》



12.9 やなぎまつりの発表

一年の中で最も長い2学期も最終日を迎えることとなりました。2学期は様々な学校行事、学年行事が開催され、子供たちにとってたくさんの思い出を作ることができたと思います。

学校行事等についても保護者の方や多くの地域の方に見ていただく機会を設けることができました。特に持久走大会では、多くの方から子供たちが声援を受け、更に力を發揮し、完走することができました。

今シーズンは、例年よりも早くインフルエンザが流行り始めました。6年生の修学旅行では、次の日から学年閉鎖になりました。1年生も学年閉鎖になり、1・2年生の生活科校外学習を延期しました。11月末の持久走大会もインフルエンザの感染状況を毎朝確認しながらも無事実施することができました。

そして、明日から無事、冬休みを迎えることができそうです。

これもひとえに保護者の皆様・地域の皆様の支えがあったからこそです。保護者の皆様には、子供たちのために様々な場面でご支援いただきました。日々の体調管理、励ましの言葉、本当にありがとうございました。地域の皆様には、日々の子供たちの登下校の見守りや子供たちの教育活動のバックアップをいただきました。地域の方々の支援を受けて片柳小学校の教育活動が成立しています。

今年一年、片柳小学校の子供たちのために様々なご支援を賜り本当にありがとうございました。ご支援のおかげで、一人ひとりの子供たちが大きく成長することができました。

来年も引き続き御協力いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

片柳小学校に関わる全ての方が良い年を迎えられることを祈念いたします。

## 《不登校について》

令和6年度、全国の不登校児童生徒数は、過去最多を記録し約35.4万人に上りました。これは12年連続の増加となっています。内訳は、小学校が約13.8万人、中学校が約21.6万人です。

なお、この数字は「年間30日以上欠席した児童生徒」を対象としており、不登校の定義は文部科学省が定める「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいは登校したくともできない状況」で、病気や経済的理由による欠席ではないものとなっています。

もちろん、片柳小学校の子供たちの中にも様々な要因で学校に来れない子がいます。本校としては、OnLineによる授業参加、登校できるが教室に入れない子のための「にこにこルーム」（校内支援

室)での学習、さわやか相談員による相談、スクールカウンセラーによる面談など様々な手立てを用意しています。そして、どのようにするかを本人や保護者の方と相談しながら進めています。

令和6年3月、埼玉県教育委員会より「一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック～総合的な長期欠席・不登校対策～」が出されました。こちらについては、埼玉県教育委員会のホームページよりご覧ください。

その中で、休み始めの「初期対応」の重要性が謳われています。「欠席日数が増えると、学業に遅れが生じ、生活リズムも乱れがちになり、学校に復帰しづらい要因となります。不登校の予兆を『早期発見』し、必要な支援を行う『初期対応』が重要です。」

また、「不登校になる児童生徒は、『学校には行きたくない』と言い出す前段階から、既に子供なりのストレスを抱えています。本人や保護者も明確な理由も分からぬ欠席が連続した場合はSOSではないかと疑い、危機感をもって対応します。」そして、

「以下のようなケースは特に注意が必要です。

- ・ 欠席理由があいまい。
- ・ 頭痛など体調不良を理由とした欠席が繰り返される。
- ・ いじめや虐待など人間関係の問題が心配される。」

対応① 近況や過去の欠席状況を把握します。

対応② 本人の状況を確認します。」と記されています。

以上のことを受け、改めて、校内で次のような確認をしました。

- ① 欠席第1日目、担任より本人の状況等を電話で確認する。
- ② 連続欠席3日目、担任等による家庭訪問を行う。(病気等は除く)

不登校対応のゴールは、教室に復帰することではありません。その子が社会に出て困らないよう、社会を生き抜く力を身に付けられるようにすることです。そのためには、家庭と学校とが一緒にになってその子の未来のために必要なことを協力して取り組むことが大事だと考えています。

## 《タブレット端末について》 ◎ よく考え

令和2年2月27日、当時の安倍晋三内閣総理大臣による報道発表により日本全国の学校は突然休校となりました。そして、令和3年度の新学期は、その年の6月から始まりました。その際、全国的に「GIGAスクール構想」の実現が加速度的に始まりました。その結果、一人1台の学習用タブレット端末が貸与されました。まずは、使ってみようから始まったタブレット端末を利用した学習ですが、子供たちはいとも簡単に使いこなすようになりました。今、授業の中で、学校生活の中でタブレット端末を使用するのが日常となっています。

タブレット端末は、坂戸市が児童・生徒のために用意し、児童・生徒に貸与したものです。児童・生徒が小学校・中学校を卒業する際には、使用していたタブレット端末は返却します。そして、新1年生が端末の中身をきれいにしたものを使用します。

ところが、タブレットの扱いに課題があります。勢いよく閉めたり、間に物が挟まれたまま閉めたりして、液晶画面にひびを入れてしまうことがあります。また、画面を開いたまま持ち運んだり、タブレットを持ったまま廊下を走ったりして、タブレットを落としてしまうことがあります。また、家に持ち帰る際、無造作にランドセルの中に投げ込み、起動できなくなってしまうことがあります。今まで、よほどのことがない限り修理代を請求することはませんでした。

3学期、市内一斉にタブレット端末が新しくなります。ここでは詳細について記しませんが、タブレットの破損はかなりの数になっています。

そこで、今後、不注意や故意によるタブレットの破損の場合、修理費用を保護者の方に負担していただくことがあるかもしれません。ご了承ください。

そのためにもご家庭でも坂戸市より貸与された学習用タブレット端末は丁寧に扱うよう言葉がけをお願いします。

